

## 公 告

工営健組第 2025-003 号

令和 8 年 3 月 3 日

被保険者 各位

日本工営健康保険組合

理事長 国峯 紀彦

(公印省略)

### 令和 8 年度任意継続者標準報酬月額の決定について

令和 8 年 2 月 26 日開催の第 103 回組合会において、令和 8 年度任意継続者標準報酬月額が承認されました。

健康保険法第 47 条に基づき、令和 8 年度の当組合の任意継続者標準報酬月額を 470,000 円（令和 7 年 9 月分の組合員平均標準報酬月額 476,100 円を適用）とし、令和 8 年 4 月 1 日（3 月分保険料）から実施する。

以 上